

北海道告示第 361 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受ける。

令和 4 年 6 月 10 日

北海道知事 鈴木 直道

1 資格及び調達をする物品等の種類

令和 4 年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 2 条第 3 号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契約

令和 4 年 6 月 10 日に一般競争入札の公告を行う、総合振興局保健環境部保健行政室 4 か所に設置するトリプル四重極型ガスクロマトグラフ質量分析装置一式（データ処理のためのワークステーションを含む。）の賃貸借契約

(2) 資格

トリプル四重極型ガスクロマトグラフ質量分析装置一式（データ処理のためのワークステーションを含む。）の賃貸借に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 物品等の種類

トリプル四重極型ガスクロマトグラフ質量分析装置一式（データ処理のためのワークステーションを含む。）

2 資格要件

平成 16 年北海道告示第 447 号の 1 の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

(1) 過去 2 年間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）と試験検査機器の賃貸借に係る契約を 1 回以上締結し、履行している者であること。

(2) 要求仕様書の要件を満たす物品を納入できること。

(3) 北海道が指定する期限及び場所に確実に納入し、設置・据付調整ができること。

(4) 北海道内に本社、支店又は営業所等が所在していること。

(5) 納入した物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスが可能であること。

3 資格要件の特例

平成 16 年北海道告示第 447 号の 2 の(3)による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和 4 年 7 月 19 日(火)から同月 29 日(金)まで(日曜日及び土曜日。)の毎日午前 9 時から午後 5 時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法

資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課のホームページ(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/syokuhin-index.html>)においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法

資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成 16 年北海道告示第 447 号の 3 の(1)のアからウまで並びに(2)、4 の(1)及び(3)並びに 5 の(1)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課
- (2) 所在地 〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
- (3) 電話番号 011-204-5261